

## 税額控除一覧

税額控除には調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除及び外国税額控除があります。

### 調整控除

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用がありません

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の方

次の①と②のいずれか小さい額の5% (市民税3%・県民税2%)

- ① 下表の人的控除額の差の合計額
- ② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円を超える方

次の計算式で算出した金額(5万円を下回る場合には5万円)の5% (市民税3%・県民税2%)  
 下表の人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)

※合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	あなたの所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親控除	父	1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
	母	5万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除	1万円	特定		18万円	同居老親等	13万円	
勤労学生控除	1万円						

### 寄附金税額控除

●対象となる寄附

- (1) 地方公共団体(都道府県・市区町村)への寄附 **～ふるさと納税～**
- (2) 鳥取県共同募金会及び日本赤十字社鳥取県支部等への寄附
- (3) 鳥取県及び米子市が条例で指定した寄附

●控除額

$$(\text{寄附金の合計額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}) \times \begin{matrix} \text{市民税} & 6\% \\ \text{県民税} & 4\% \end{matrix}$$

※1 総所得金額等の30%を限度とします。

また、(1)の地方公共団体への寄附(ふるさと納税)については次の控除が加算されます。(市民税 3/5、県民税 2/5)

$$(\text{寄附金の合計額} - 2,000 \text{円}) \times \text{下記の割合}$$

市民税県民税の所得割の2割が限度です。

○課税総所得金額 - 人的控除額の差の合計額 ≥ 0の場合

課税総所得金額 - 人的控除額の差の合計額	割合
～ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79%
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58%
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517%
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307%
18,000,001円 ～	49.16%

○課税総所得金額 - 人的控除額の差の合計額 < 0の場合<sup>※2</sup>  
 割合 ⇨ 90%

※2 課税山林所得金額、課税退職所得金額等がある場合、割合が異なります。詳しくは市民税課市民税担当までお問い合わせください。

## 配当控除

株式等の配当所得がある場合は、次の額を税額から差し引きます。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## 住宅借入金等特別税額控除

平成23年から令和3年までに入居し、所得税の住宅ローン控除のうち、令和2年分の住宅ローン控除額(特定増改築に係る住宅借入金等を除く)から所得税額を控除した残額がある場合令和3年度の市県民税において、その残額相当額が減額されます。

※平成19年・20年に入居された方は対象となりません。

### ●控除額

次の1、2のいずれか少ない金額(市民税3/5・県民税2/5)

1.所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

2.①所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を上限)

【平成26年4月から令和3年12月末までの入居者】

②所得税の課税総所得金額等の7%(136,500円を上限)

※消費税額等が5%でのご契約の場合は、上記①の額となります。

## 外国税額控除

納税義務者が外国で所得税や住民税に相当する税が課税されたときは、個人住民税について一定の方法により税額控除を行います。

※外国税額控除の規定は、申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合に適用されます。